

事 務 連 絡

令和2年4月10日

各 県 建 設 業 協 会
専 務 理 事
品 確 事 務 局 長 殿

東北建設業協会連合会
東北品確安全協議会
専 務 理 事

交通誘導警備員の確認に関する当面の措置について

東北地方整備局においては、交通誘導警備員の配置にあたっては、土木工事
共通仕様書(参考資料)記載する「建設業協会等が主催した建設工事の事故防止
のための安全講習会の受講証(過去3年以内)の確認」が必要とされておしま
す。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、安全講習会が再開される
までの間、当面の措置について、別添のとおり通知ありました。

つきましては、交通誘導警備員等の不足が懸念されておりますので、会員企
業にご周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

令和 2 年 4 月 10 日

東北建設業協会連合会 殿

東北地方整備局企画部
技術調整管理官

交通誘導警備員の確認に関する当面の措置について

交通誘導警備員の配置にあたっては、土木工事共通仕様書（参考資料）に記載する「建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講証（過去3年以内）の確認」が必要とされているところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、安全講習会の開催が延期される場合は、安全講習会が再開されるまでの間、現有の受講証明書が有効として取り扱うものとしますので、会員各位への周知をお願いします。